会津若松市復興推進計画 (案)

平成25年 月 日福島県会津若松市

計画の区域
会津若松市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。本市でも風評被害などにより観光業、農業といった本市を代表する産業等に深刻な影響が生じ、その損害額は140億円を超えている状況にある。これらに対し、これまで約10億円の風評被害対策を講じているところであるが、今期においても、教育旅行の入込み数が従前の30%に留まる見込みであるなど、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。また、広範囲にわたり物流網が被災し、本市においても、生活物資が一時的に不足する事態に陥るなど市民生活、企業の経済活動に大きな混乱と影響をもたらした。

こうした震災の経験と教訓を踏まえ、本市の東北地方と首都圏を結ぶ縦横の交通網の結節点としての利点を活かし、本市が主体となって、物流や物資備蓄の拠点を担えるよう福島県内をはじめとする周辺区域に働きかけを進めていくとともに、災害時の支援を想定した企業などによる地域を超えた連携の取り組みを推進し、大震災に対応しうる防災体制を構築するため、本市における流通機能の強化及び災害時における物流確保に資する企業の体制強化に向けた支援を進めるものである。

- 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 本市の流通機能の強化及び災害時における物流確保のための中核的な役割を担う企 業の設備投資を支援し、その体制強化に向けた取組を促進する。
- 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容 及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」
 - ①事業の内容

仙台コカ・コーラボトリング株式会社が本市のインター西(物流団地:会津アピオ) において新設する物流倉庫の整備に対して資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説 明 本市は、本市の復興対策として取りまとめた「地域活力の再生に向けた取組み」において、本市における経済活力再生のための取組みとして、災害時のリスク分散という観点から「物流網・情報網の再構築への貢献」を掲げ、物流や物資備蓄の拠点を担うための取組みを進めてきているところである。

また、災害時における物流確保に向けた取り組みの一環として、本市は、民間事業者等と「緊急時における生活物資の確保に関する協定」の締結を進めており、仙台コカ・コーラボトリング株式会社については、今回の新たな物流倉庫の整備を機に、緊急時の協定締結に向けた協議を進めることとしている。

今般、仙台コカ・コーラボトリング株式会社が新設する物流倉庫は、年間約 120 万ケースの飲料水等を周辺の生産工場から集荷し、本市を中心とする周辺の広域エリアに出荷する予定であり、停電時に備え、太陽光パネルを設置し、災害時においても安定的な物資の供給が確保されるよう配慮されている。当該施設は、磐越自動車道会津若松インターチェンジに隣接し、円滑な物流を確保し産業を活性化するための物流拠点である会津アピオ(会津若松卸商団地)に整備されることから、平時における流通の効率化のみならず、災害時における円滑な被災地への物資の供給が可能となるものである。

加えて、仙台コカ・コーラボトリング株式会社の行う飲食料品卸売業は、本市の全卸売業・小売業の年間商品販売額の14.9%を占める産業であり、本件施設から出荷される飲料水等の年間販売額は約18億円、施設の設備投資規模も4.4億円と同業種の設備投資額の平均4百万円を大幅に上回るものとなっている。

上記のとおり、当該施設は、本市の流通機能の強化及び災害時における物流確保に必要な立地条件、事業規模、災害時のバックアップ機能などを有しており、本市の流通機能強化及び災害時における物流確保に関する計画の推進及び災害時の救援物資の供給に関する協定に基づく物資の供給確保に資する施設である。

このため、当該施設の整備を行う事業は、目標に掲げた本市における流通機能の強 化及び災害時における物流の確保の推進に必要な中核的事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第7号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、本市が震災後に取りまとめた「地域活力の再生に向けた取組み」において掲げた「物流網・情報網の再構築」といった、本市再生、復興の方向性に合致する取組であり、物流の効率化、円滑化及び適正化を図り、本市における流通機能の強化及び災害時における物流確保を推進するための中核的な事業であることから、当該計画の実施は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、会津若松市、株式会社日本政策投資銀行、仙台コカ・コーラボトリング株式 会社で構成する会津若松市復興・再生推進協議会(地域協議会)において、法第4条 第6項の規定に基づく協議を行った。